

第15回金沢家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成23年5月26日午後1時30分から午後4時00分まで

2 場所

金沢家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

岡崎裕平、小川甚次郎、坂本英之、武山雅志、建石直子、長崎誠、平林慶一（委員長）、宮西香、宮野敬、山井秀樹（五十音順、敬称略）

(2) 事務担当者等

小峰首席家裁調査官、塩見次席家裁調査官、伊藤首席書記官、三好事務局次長、齊藤総務課長、七浦総務課長補佐、竹原庶務係長

4 議事

(1) 委員長開会あいさつ

(2) 新任委員等の紹介及びあいさつ

(3) 議事公開についての確認

議事の公開方法等については、従前どおりとされた。

(4) 委員長から本日のテーマ「夫婦関係調整調停の手続における子及び親への配慮について」の趣旨説明

(5) 配布資料

パンフレット（面会交流のしおり）

(6) 事務担当者による説明

ア 夫婦関係調整調停DVD視聴

イ 調停室及び調査室見学

(7) 意見交換

（発言者／●委員長、○委員、□事務担当者）

家事調停場面のDVDの視聴並びに調停室及び調査室の見学（事務担当者説明）後、意見交換を行った。

○ 異婚調停において子の親権者を定めるに当たり、子の意向はどのように考慮さ

れているのか。

- 裁判では、子が15歳以上の場合には、その意向を聞くことが定められている。調停でも、子がある程度自分の意見を言えるような年齢に達していれば、その意向を聴取し、これを考慮することが必要になる。そのような年齢に達していない子については、表現力が乏しく、一緒にいる親の影響も受けやすいため、家裁調査官が子の監護状況等を調査した上で子の意向を聴取するなどの工夫をしている。
また、一般的に、子が小学校中学年以上の場合には、裁判所で子の陳述を聞くことが多いが、これは、実際に育てている親の意向による影響を受けやすいと考えられる住居において聞くことは公平ではないという観点からである。もっとも、小学校低学年以下の場合には、家庭訪問時に養育者の住居で子の陳述を聞くことが多いが、その場合にも、家裁調査官と子とだけの面会時間を作り、その場で聞くという配慮をしている。
- 子の福祉を尊重することは、必ずしも子の意向に従うということではない。子の意向は、親との関係を示す微表事実に止まり、あくまでも親権をどちらの親に認めるかの判断をするに当たっての情報の一つとなるにすぎない。
- 子の意向をくみ取るために家裁調査官が関与する割合はどの程度か。
- 金沢家庭裁判所の平成22年の夫婦間調整調停事件の新受件数は528件である。このうち、子がいる夫婦の離婚調停に関する厳密な数字は把握していないが、親権者や監護者の指定について当事者双方が対立している調停や審判にはほぼすべて関与している状況にある。
- 子の親権を激しく争うようなケースは金沢でもあるのか。
- 最近では、小さい子は母親が育てたほうがよいという常識は崩れつつあり、父親が育てることを望むケースもあり、父母間の対立は激しくなっている。
- 親権者指定後に事情の変更があるときや、子が自分の意思で一方の親の下から他方の親の下に移ったときには、親権者の変更を求める申立てがされることもある。また、親権者を定めるに当たっては、親の経済状況や健康状態なども調停時に勘案されてよいのではないか、さらに、親だけでなく、祖父母を調停の話合いに加えることがあってもよいのではないかと思う。
- 親権者を定める際には、予想される種々の事柄についても併せて考慮している。
- 親権者は、基本的には父母による話し合いにより定めるが、監護を補助する祖父

母やその他の親族の関わりの観点も加えて、その意見を聴取することがある。特に金沢は、土地柄か、祖父母が同居していて子の親に強い影響力を及ぼしていることも少なからず見受けられるので、上記の観点が重要なポイントではないかと感じている。跡取り的な意味で子の親権に執着するケースもある。

- 親権者をどちらかにしなければいけないという択一的な選択ではなく、もう少し柔軟に子の監護の在り方をとらえる方がよいと考える。
- 弁護士としての経験では、ともに親権を譲らず、訴訟となったり、頭では理解していてもどうしても折り合いがつかないといったケースもあった。このようなとき、裁判所はそれぞれの親に子のことをきちんと考へるように指導・教育しておられ、よく話してもいると思う。特に、家裁調査官の役割が大きいと感じる。小さい子は、一緒に住んでいる親の顔色を敏感に見ていることが多く、子の言葉をそのままに受け取ることができない場合が多い。子の気持ちを推し量るのは家裁調査官にしかできないと思うので、今後も積極的に関わってもらいたい。
- 子の調査については、これまで子に負担をかけまいとの配慮から、やや遠慮がちなところもあったが、今は子を権利の主体として扱っていく方がよいという考えも出てきている。子の意思が重視される場合にも、親権者がどちらに定まつたかの結論に関する責任を子に負わせないようにすることが大切である。また、親には養育計画を出させて子の将来を考えるように促し、子が置かれた立場を理解させ、必要な配慮ができるよう促す教育的なDVDを視聴させ、実際に調査室で親子の試行的な面会交流を行って関係回復を図るなどの種々の工夫をしている。
- 調停における合意内容が実行されないような場合、裁判所としてできることは何か。
- 成立した調停の内容は確定判決と同様に執行力を持つことが多い。ただし、面会交流については、できる限り任意に履行されることが望ましいので、双方に十分理解してもらった上で調停を成立させている。
- 面会交流については、双方に弁護士が付いている場合には、軌道に乗るまで弁護士が双方間を調整することがある。面会交流が子の大きな負担となる場合には、月1回、子の福祉に反しない限りという条件を定めておき、具体的な実施内容をその後に調整するということもある。
- 子ども手当については、離婚調停中でも、子を監護していない親が受給してい

ことがある。裁判所から積極的に市役所に働き掛けることはできないが、調停委員が監護する親において受給できるように他方の親に協力要請することはある。また、DVの事案については、予め申し出てもらえれば裁判所もDVに配慮した対応が可能である。

- 裁判所として、調停成立後3か月から半年程度までの間、面会交流をフォローするような仕組みを考えられないか。
- 原則として、成立後は関与できない。そのため、成立前に試行期間を設けて親の態度などを見極めながら慎重に成立させる場合もある。また、面会交流と養育費は引き換え条件にされることが多いが、これらは性質上引き換えになるようなものではないので、それが分かってもらえるように調停で話している。
- 当事者が離婚に合意しているが、親権について争っている場合、子の福祉の観点からは一番いいのは離婚しないことではないかと考えるが、裁判所としては、離婚を止めるような調停はしないのか。
- 調停では価値観を押し付けないという原則があるので、離婚しないのが最もいいというスタンスでは臨むことはない。子のためにお互いが我慢でき、経済的にも協力し、養育環境も整備できるというような理性的な夫婦なら離婚しないという選択があるかもしれない。それを探るために調停委員や家裁調査官がどういう働き掛けをすればよいかということになる。また、弁護士の活躍領域も広く、第三者的な視点からの活動は有意義であると考える。
- これまで説明を受けたとおり、裁判所ではきちんと取組みがなされているのだなと思った。更にどうするかというよりも、引き続き子の福祉に重点を置くという方向でやってもらえばよいと思う。

(8) 委員長閉会あいさつ

5 次回期日及びテーマ

(1) 期日

平成23年11月24日（木）

(2) テーマ

未定